

議案第7号

日野町職員定数条例の一部改正について

日野町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山享弘

日野町職員定数条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景と趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、従来教育長は常勤の教育委員とし、定数内職員として定められていたが、これを、町長、副町長と同様の常勤特別職として取り扱うこととなったため定数条例の一部改正を行う。

2 改正内容

第1条 この条例で「職員」とは、日野町長、議会、農業委員会、教育委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(雇用人及び嘱託を含み副町長、教育長、固定資産評価委員及び2カ月以内の期間を定めて雇用されている者を除く。)をいう。

3 附則規程

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員の委員としての任期中に限り、なお従前の例による。

日野町職員定数条例の一部を改正する条例
 日野町職員定数条例(昭和34年日野町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、日野町長、議会、農業委員会、教育委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(雇用人及び嘱託を含み副町長、<u>教育長</u>、固定資産評価委員及び2カ月以内の期間を定めて雇用されている者を除く。)をいう。</p>	<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、日野町長、議会、農業委員会、教育委員会の事務部局に常時勤務する地方公務員(雇用人及び嘱託を含み副町長、固定資産評価委員及び2カ月以内の期間を定めて雇用されている者を除く。)をいう。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員の委員としての任期中に限り、なお従前の例による。